○法務省令第三十二号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十日

法務大臣　滝　実

登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の三項を加える。

2　宇都宮地方法務局日光支局管内栃木県日光市板荷及び富岡並びに同地方法務局烏山支局管内同県那須烏山市鹿子畑に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局で取り扱わせる。

3　宇都宮地方法務局管内栃木県鹿沼市小代及び小倉に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局日光支局で取り扱わせる。

4　宇都宮地方法務局管内栃木県さくら市上川井に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局烏山支局で取り扱わせる。

第二条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「並びに同地方法務局烏山支局管内同県那須烏山市鹿子畑」を削り、同条第四項を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同月六日から施行する。

○財務省令第四十九号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十日

財務大臣　安住　淳

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九香椎の項中「香椎照葉五丁目」を「香椎照葉七丁目」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年七月二十日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則八―一二―一〇

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、三年」を「三年、同項第十三号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては一年二月」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第二十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「科学技術政策・イノベーション担当」の項1中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

別表「科学技術政策・イノベーション担当」の項中2から7までを6から11までとし、1の次に次のように加える。

2　宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

3　宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

4　内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）で定める人工衛星及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

5　第二項から前項までに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この訓令は、平成二十四年七月十二日から施行する。